

ご指摘のあった事案の概要および当社の判断について

1. 受付日(企業倫理相談窓口)

平成16年9月6日

2. ご指摘いただいた内容

福島第一原子力発電所において、4, 5年前、夜中の2時頃に弁の部品を緊急調達した
ことに関して、問題があったことを隠しているのではないか。

3. 事実関係の調査結果

平成12年10月17日、福島第一原子力発電所5号機において残留熱除去系(B系)の電動弁(熱交換器出口弁)の開閉試験を行った。この試験は、当該機器の機能確認のために当社が自主的に実施することとしている定例(月一回)の試験であり、法令等に基づくものではない。

当該弁は、通常時は「開」の状態であるが、閉止操作後に弁を開く操作に移ったところ、通常の倍近くの時間が経過したにもかかわらず中央操作室での表示が「全開」状態にならなかったことから、現場調査を行ったところ、弁が開度57%までしか開かないことが確認された。

原因は、弁を開閉する駆動機構のネジ部に不具合があり弁棒が動かなくなったものと、当日午後7時半頃推定されたことから、当該弁を開度57%の状態のまま、翌日から3日間の工期で通常の保守作業の一環として、不具合のあったネジ部の取替工事を実施した。

当該弁が57%の開度であっても残留熱除去系(B系)全体としての機能に支障がないことから、安全上の問題はなく、当時の保安規定に違反するものではないことから、法令等に基づき国および自治体に報告義務のある不具合には該当していない。

しかしながら、今回の調査の過程で、当該弁の定例試験のデータシートを作成する際に、実際の値ではなく前回測定時の値を記載し、問題なしとしていたことが判明した。

4. 本件に関する当社の判断

今回ご指摘いただいた内容については、上記のとおり、安全上の問題はなく、法令遵守の観点から不適切な問題はありませんでしたが、企業倫理ならびに品質保証の観点からは不適切な点が認められましたことから、当時の関係者に対して厳重に注意いたしました。

このような不適切な行為の背景には、すでに一連の原子力不祥事の際にご報告いたしましたように、「安全に問題がなければ国への報告はできるだけ避けたい」とする当社原子力部門の古い体質があったものと考えております。

以上